

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消	(税 務 課)	七五
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地 域 福 祉 課)	七五
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	七六
指定医療機関の廃止の届出	(同)	七六
指定医療機関の名称の変更の届出	(同)	七六
指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出	(同)	七七
指定介護機関の廃止の届出	(同)	七七
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	七八
道路の区域変更	(道 路 維 持 課)	七九
県営土地改良事業の変更計画の決定	(農 地 整 備 課)	八〇

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる  
ときは翌日)

第 二 百 七 十 五 号  
令 和 四 年 二 月 十 八 日

(金曜日)

## 告 示

岐阜県告示第六十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

令和四年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
株式会社宮本	宮本 秀雄	高山市問屋町五六番地	令和 四・一・二八

岐阜県告示第六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

令和四年二月十八日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち一丁目一番地	令和 四・一・一
中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち一丁目一番地	同
たんばば薬局 中部国際医療センター店	美濃加茂市健康のまち一丁目二番地	同
可茂調剤薬局	美濃加茂市中部台二丁目一三三	同
ひだまりファミリークリニック	土岐市肥田町肥田二八三四二	令和 四・一・二〇
さくしん薬局	土岐市肥田町肥田二八三四番地の二	同

岐阜県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社よろず	可児市長坂一丁目三五番地	よろずや訪問看護ステーション	可児市長坂一丁目三五番地	令和 四・一・一

岐阜県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
可茂調剤薬局	可児市土田一三五六七 杉山ビル一〇二	令和 三・一・三〇
エムハート薬局 笠松店	羽島郡笠松町田代一九〇 三	令和 三・一・二二
いずみ調剤薬局	美濃市極楽寺五 四	令和 三・一・二七
日本調剤 美濃加茂薬局	美濃加茂市古井町下古井字塚原二五五八 一一	令和 三・一・三二

岐阜県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 変 更 年 月 日

新 おおの内科・内視鏡クリニック 各務原市鷺沼大伊木町二八五 令和 三・二二・三

旧 おおの内科クリニック 一 各務原市鷺沼大伊木町二八五 令和 三・二二・三

新 社会医療法人厚生会中部脳リハビリテーションセンター 美濃加茂市古井町下古井五九〇 令和 四・一・一

旧 社会医療法人厚生会木沢記念病院 美濃加茂市古井町下古井五九〇 令和 四・一・一

岐阜県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の名称 訪問看護ステーション等の所在地 年月日 更

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 居宅介護事業所等の名称 居宅介護事業所等の所在地 廃止年月日

株式会社 K i 各務原市つつじが丘五丁目六一番地 good訪問リハビリステーション 令和 三・二・二四

株式会社 E s 新 中津川市駒場一五九九番地 訪問看護ステーション e a s 令和 三・二・一〇

株式会社 一成 旧 中津川市西宮町三番二五 訪問看護ステーション e a s 令和 三・二・一〇

株式会社 さかさにじ合同 岐阜市柳津町高桑一丁目二一八 にじぞら訪問看護ステーション 令和 四・一・一

株式会社 新 羽島市小籠町外栗野三六六 令和 四・一・一

株式会社 旧 羽島市小籠町三丁目四七七 令和 四・一・一

岐阜県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

株式会社 スズキ薬局	八	高山市上岡本町一	八	居宅療養 管理指導	スズキ薬局	名田町店	高山市名田町三	八九	令和 三・二二・一
同	同	同	同	介護予防 居宅療養 管理指導	同	同	同	同	同
株式会社 ミック	号	愛知県名古屋市中村区 名駅三丁目二八番一二	二	居宅療養 管理指導	エムハート薬局	笠松店	羽島郡笠松町田代一	九	令和 三・二二・二
同	同	同	同	介護予防 居宅療養 管理指導	同	同	同	同	同
日本調剤株式会社	一	東京都千代田区丸の内	九	居宅療養 管理指導	日本調剤	美濃加茂薬局	美濃加茂市古井町下古 井字塚原二五五八	一	令和 三・二二・三一
同	同	同	同	介護予防 居宅療養 管理指導	同	同	同	同	同
宗教学人天理教若高分教会	七	高山市昭和町二	五三	通所介護	デイサービスセンターやす らぎ	高山市山田町七八	一	五八	令和 三・一一・一
同	同	同	同	介護予防 通所介護	同	同	同	同	同

岐阜県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称  
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地  
サビスの種類  
居宅介護事業所等の名称  
居宅介護事業所等の所在地  
変更年月日

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
	郡上市美並町大原字野倉 一三二番地先から		A	五・五 三・三	三三・一	A 及び B は関係図面に表示

岐阜県知事 古 田 肇

令和四年二月十八日

岐阜県告示第七十四号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、令和四年二月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県告示第七十五号																													
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">県道</td> <td>美白</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">濃山線</td> <td>濃山線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同市同町同字宮裏 一八二番一地向</td> <td>同市同町同字宮裏 一七四番地向</td> <td>同市同町同字宮裏 一八二番一地向</td> <td>同市同町同字宮裏 一七四番地向</td> </tr> <tr> <td>後 B</td> <td></td> <td>前 B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハセ 一・六七</td> <td></td> <td>ハセ 一・六七</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三七・五</td> <td></td> <td>三七・五</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">敷地の区分をい</td> </tr> </table>	県道		美白		濃山線		濃山線		同市同町同字宮裏 一八二番一地向	同市同町同字宮裏 一七四番地向	同市同町同字宮裏 一八二番一地向	同市同町同字宮裏 一七四番地向	後 B		前 B		ハセ 一・六七		ハセ 一・六七		三七・五		三七・五				敷地の区分をい	
県道		美白																											
濃山線		濃山線																											
同市同町同字宮裏 一八二番一地向	同市同町同字宮裏 一七四番地向	同市同町同字宮裏 一八二番一地向	同市同町同字宮裏 一七四番地向																										
後 B		前 B																											
ハセ 一・六七		ハセ 一・六七																											
三七・五		三七・五																											
		敷地の区分をい																											

株式会社 Kind	各務原市つつじが丘五丁目六一番地	訪問看護	good訪問リハビリセッション	旧 各務原市緑苑南二丁目一五番地	令和三・一一・二四
同	同	介護予防訪問看護	同	新 各務原市各務おがせ町九丁目二〇九九番地	
合同会社 ファミリア	羽島市福寿町間島六三八	居宅介護支援事業	旧 ケアコンシェルジュ中嶋	旧 羽島市福寿町間島六三八	令和四・一・一
同	同	訪問看護	新 ファミリアケアプランセンター	新 羽島市竹鼻町丸の内一〇七二五	
同	同	訪問看護	同	旧 羽島市小瀬町外栗野三六六九	
同	同	介護予防訪問看護	同	新 羽島市小瀬町三丁目四七七四〇一	
同	同	訪問看護	同	同	
同	同	訪問看護	同	同	
同	同	訪問看護	同	同	

なお、その関係図面は、令和四年二月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	区域変更別	敷地の幅員	延長	備考
恵那川線 東白川			加茂郡東白川村大字神土 字左広一九四一番一 から 同郡同村大字同 字同一九四番五地先 まで	後	前	後	
				一三・三 三・二	二・三 二五・三	ル(メートル)	
						ル(メートル)	

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
八 布 施 地 区	中津川市役所	令和四・二・一八から 同四・三・二二まで

令和四年二月十八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社